

饗宴の儀の細目について

〔令和元年9月18日
内閣総理大臣決定〕

一 饗宴の儀次第

(一) 饗宴の儀（第一日）

- 1 午後七時十分、内閣総理大臣、衆議院議長、参議院議長及び最高裁判所長官並びにこれらの者の配偶者（以下「国内参列者」という。）が宮殿の千草の間及び千鳥の間に参集する。
- 2 午後七時十五分、皇嗣殿下、皇嗣妃殿下、親王殿下、親王妃殿下、内親王殿下及び女王殿下が皇族休所に参集される。
- 3 午後七時二十分、天皇陛下が皇后陛下とともに正殿竹の間にお入りになる。
式部官長及び宮内庁長官が前行し、侍従長、侍従、女官長及び女官が随従する。
- 4 国内参列者が、順次、正殿竹の間に入り、天皇陛下、皇后陛下に謁見し、春しゅん秋じゅうの間に入る。
- 5 皇嗣殿下、皇嗣妃殿下、親王殿下、親王妃殿下、内親王殿下及び女王殿下が春秋の間に入られる。
- 6 外国元首・祝賀使節等及びこれらの者の配偶者（以下「外国参列者」という。）が、順次、正殿竹の間に入られ、天皇陛下、皇后陛下と御挨拶を交わされる。
- 7 外国参列者が、正殿松の間のたかみくら高御座及びみちようだい御帳台を御覧になり、春秋の間に入られる。
- 8 春秋の間において食前の飲物を供する。
- 9 春秋の間において舞樂を供覧する。
- 10 皇嗣殿下、皇嗣妃殿下、親王殿下、親王妃殿下、内親王殿下及び女王殿下が外国参列者及び国内参列者とともにほうめいでん豊明殿に入られる。
- 11 天皇陛下、皇后陛下が外国参列者とともに豊明殿にお入りになる。
式部官長が前行し、侍従長、侍従、女官長及び女官が随従する。
- 12 食事（着席）を供する。
この間、雅樂を奏する。
- 13 天皇陛下、皇后陛下が外国参列者とともに春秋の間にお入りになる。
式部官長が前行し、侍従長、侍従、女官長及び女官が随従する。
皇嗣殿下、皇嗣妃殿下、親王殿下、親王妃殿下、内親王殿下及び女王殿下が外国参列者及び国内参列者とともに春秋の間に入られる。

14 食後の飲物を供する。

15 天皇陛下が皇后陛下とともに松風の間にお入りになる。

16 外国参列者が、順次、松風の間に入られ、天皇陛下、皇后陛下においとまを告げて退出される。

皇嗣殿下、皇嗣妃殿下、親王殿下、親王妃殿下、内親王殿下及び女王殿下は春秋の間で見送られる。

17 皇嗣殿下、皇嗣妃殿下、親王殿下、親王妃殿下、内親王殿下及び女王殿下が松風の間に入られる。

18 天皇陛下が皇后陛下とともに御退出になる。

式部官長及び宮内庁長官が前行し、皇嗣殿下、皇嗣妃殿下、親王殿下、親王妃殿下、内親王殿下及び女王殿下が供奉され、侍従長、侍従、女官長及び女官が随従する。

19 国内参列者が退出する。

(二) 饗宴の儀（第二日）

1 午前十一時四十分、参列者が宮殿の春秋の間に参集する。

正殿松の間において高御座及び御帳台を供覧する。

2 午前十一時四十五分、皇嗣殿下、皇嗣妃殿下、親王殿下、親王妃殿下、内親王殿下及び女王殿下が皇族休所に参集される。

3 午前十一時五十五分、参列者が豊明殿に入り所定の位置に着席する。

4 正午、天皇陛下が皇后陛下とともに豊明殿にお出ましになる。

式部官長及び宮内庁長官が前行し、皇嗣殿下、皇嗣妃殿下、親王殿下、親王妃殿下、内親王殿下及び女王殿下が供奉され、侍従長、侍従、女官長及び女官が随従する。

5 天皇陛下のおことばがある。

6 内閣総理大臣が祝詞を述べる。

7 国歌を奏する。

8 代表者が杯を挙げる。

9 食事（着席）を供する。

この間、雅楽を奏する。

10 天皇陛下が皇后陛下とともに豊明殿を御退出になる。

前行、供奉及び随従はお出ましのときと同じである。

11 参列者が退出する。

(三) 饗宴の儀（第三日）

1 午後二時四十分、参列者が宮殿の豊明殿及び春秋の間に参集する。

正殿松の間において高御座及び御帳台を供覧する。

2 午後二時四十五分、皇嗣殿下、皇嗣妃殿下、親王殿下、親王妃殿下、内親王殿下及び女王殿下が皇族休所に参集される。

【豊明殿】

(1) 午後二時五十五分、参列者が豊明殿の所定の位置に列立する。

- (2) 午後三時、天皇陛下が皇后陛下とともに豊明殿にお出ましになる。

式部官長及び宮内庁長官が前行し、皇嗣殿下、皇嗣妃殿下、親王殿下、親王妃殿下、内親王殿下及び女王殿下（春秋の間に入られる皇族各殿下を除く。）が供奉され、侍従長、侍従、女官長及び女官が随従する。

- (3) 天皇陛下のおことばがある。
- (4) 代表者が祝詞を述べる。
- (5) 国歌を奏する。
- (6) 代表者が杯を挙げる。
- (7) 食事（立食）を供する。
- (8) 天皇陛下が皇后陛下とともに豊明殿を御退出になる。

式部官長及び宮内庁長官が前行し、侍従長、侍従、女官長及び女官が随従する。

- (9) 雅楽を奏する。

【春秋の間】

- (1) 午後二時五十五分、参列者が春秋の間の所定の位置に列立する。
- (2) 午後三時、親王殿下、親王妃殿下、内親王殿下及び女王殿下（豊明殿に入られる皇族各殿下を除く。）が春秋の間に入られる。
- (3) 食事（立食）を供する。
この間、雅楽を奏する。
- (4) 天皇陛下が皇后陛下とともに春秋の間にお出ましになる。
式部官長及び宮内庁長官が前行し、侍従長、侍従、女官長及び女官が随従する。
- (5) 天皇陛下のおことばがある。
- (6) 代表者が祝詞を述べる。
- (7) 国歌を奏する。
- (8) 代表者が杯を挙げる。
- (9) 天皇陛下が皇后陛下とともに春秋の間を御退出になる。

式部官長及び宮内庁長官が前行し、春秋の間に入られている皇族各殿下が供奉され、侍従長、侍従、女官長及び女官が随従する。

- 3 豊明殿に入られている皇族各殿下が豊明殿を退出される。

- 4 参列者が退出する。

(四) 饗宴の儀（第四日）

- 1 午後二時四十分、参列者が宮殿の春秋の間及び豊明殿に参集する。
正殿松の間において高御座及び御帳台を供覧する。
- 2 午後二時四十五分、皇嗣殿下、皇嗣妃殿下、親王殿下、親王妃殿下、内親王殿下及び女王殿下が皇族休所に参集される。

【春秋の間】

- (1) 午後二時五十五分、参列者が春秋の間の所定の位置に列立する。

- (2) 午後三時、天皇陛下が皇后陛下とともに春秋の間にお出ましになる。

式部官長及び宮内庁長官が前行し、皇嗣殿下、皇嗣妃殿下、親王殿下、親王妃殿下、内親王殿下及び女王殿下（豊明殿に入られる皇族各殿下を除く。）が供奉され、侍従長、侍従、女官長及び女官が随従する。

- (3) 天皇陛下のおことばがある。
- (4) 外交団長が祝詞を述べる。
- (5) 外交団長が杯を挙げる。
- (6) 食事（立食）を供する。
- (7) 天皇陛下が皇后陛下とともに春秋の間を御退出になる。

式部官長及び宮内庁長官が前行し、侍従長、侍従、女官長及び女官が随従する。

- (8) 雅楽を奏する。

【豊明殿】

- (1) 午後二時五十五分、参列者が豊明殿の所定の位置に列立する。
- (2) 午後三時、親王殿下、親王妃殿下、内親王殿下及び女王殿下（春秋の間に入られる皇族各殿下を除く。）が豊明殿に入られる。
- (3) 食事（立食）を供する。
この間、雅楽を奏する。
- (4) 天皇陛下が皇后陛下とともに豊明殿にお出ましになる。
式部官長及び宮内庁長官が前行し、侍従長、侍従、女官長及び女官が随従する。
- (5) 天皇陛下のおことばがある。
- (6) 代表者が祝詞を述べる。
- (7) 国歌を奏する。
- (8) 代表者が杯を挙げる。
- (9) 天皇陛下が皇后陛下とともに豊明殿を御退出になる。

式部官長及び宮内庁長官が前行し、豊明殿に入られている皇族各殿下が供奉され、侍従長、侍従、女官長及び女官が随従する。

- 3 春秋の間に入られている皇族各殿下が春秋の間を退出される。

- 4 参列者が退出する。

二 服装

1 第一日

男子 燕尾服、紋付羽織袴又はこれらに相当するもの（タキシードも可）

女子 ロングドレス、白襟紋付又はこれらに相当するもの
勲章着用

2 第二日、第三日及び第四日

男子 モーニングコート、紋付羽織袴又はこれらに相当するもの
女子 ロングドレス、デイドレス、白襟紋付又はこれらに相当する
もの

三 参列者の範囲

- 1 即位礼正殿の儀に参列する者
- 2 駐日外国大使等の配偶者